

## 第20回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成31年2月21日（木） 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（12名）

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	10	山本一人
11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記	14	川平定計

4. 欠席委員（2名）

6	有田亜佳	9	古用敏彦
---	------	---	------

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第94号 非農地証明願について

日程第5 議案第95号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第6 議案第96号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規程による鬼北町農用地利用配分計画（案）に対する  
意見の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第20回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>ここ数日春らしくなってきたということで、各農業委員の皆さんも春の農作業の準備等でそれぞれ忙しくされている事と思っています。</p> <p>なお先般は調査の関係で未提出農家を対象に再調査をそれぞれの農業委員さんに委託をさせていただいております。</p> <p>大変忙しい中後迷惑をおかけしますが、まだ未提出の方は提出をお願いしたいと思います。</p> <p>今日は第20回の鬼北町農業委員会総会ということでそれぞれ議案が配られていますので、その内容に従い審議していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、12名であります。</p> <p>有田亜佳委員、古用敏彦委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>また推進委員の西川委員からも欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第20回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に7番 高田光一委員、10番 山本一人委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番および2番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。</p>

事務局	失礼します。 古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番および2番の説明をします。 まず順位1番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第92号 順位1番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、2月15日に譲渡人の代理人、譲受人の代理人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第92号 順位1番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第92号 順位2番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、2月15日に譲受人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第92号 順位2番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
中平委員	かまいませんか。

議 長	中平委員。
中 平 委 員	議席番号4番 中平です。 空き家バンクに登録している物件を購入して、その周辺にある農地も購入するというので恐らく2人目になると思いますが、購入後は〇〇地域に住むのですか。
事 務 局	将来、〇〇地域に住み、申請地を耕作すると伺っています。
中 平 委 員	空き家バンクの制度を使って農地を購入し耕作してもらうことについて問題は ありません。 ただ購入面積がかなり大きいように思いますがどのように判断しましたか。
事 務 局	確かに農地を持っていない人が購入するには大きい面積と思いましたが、申請人は現在住まわれている地域で農業をしています。 申請人から現在経営している農業は後継者に譲り、今回取得する申請地で新規の農業経営を始めると聞いています。 そのため今回の申請で取得する農地は新規の経営体扱いということになり、現在の経営体と分かれるため耕作面積はないものとしていますが、現在農業をしているということから問題はないものだろうと判断しました。
中 平 委 員	分かりました。
議 長	他にご意見はありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて順位3番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第92号 順位3番 説明】</b>
山 本 委 員	農地法第3条第2項各号について、2月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第92号 順位3番 説明】</b>

山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで議長を職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代しました。 続いて順位4番について、川平定計委員より説明願います。
川平委員	議席番号14番 川平です。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第92号 順位4番 説明】</b>
川平委員	農地法第3条第2項各号について、2月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、山本推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第92号 順位4番 説明】</b>
川平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	議長を川平定計委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。
議 長	日程第3 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝 委 員	議席番号8番 芝です。 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第93号 順位1番 説明】</b>
芝 委 員	2月15日に譲渡人、譲受人、事務局2名、渡邊推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第93号 順位1番 説明】</b>
芝 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議 長	続いて順位2番および3番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番および3番の説明をします。 まず順位2番について説明します。

	【議案書に基づき、議案第93号 順位2番 説明】
山本委員	2月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位2番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位3番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位3番 説明】
山本委員	2月18日に譲渡人、譲受人、事務局2名、宇都宮推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位3番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位3番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第4 議案第94号「非農地証明願について」を議題といたします。

	順位1番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 古用委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第94号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
事務局	1月18日に申請人の代理人、古用農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名、2月14日に古用農業委員、二宮推進委員の計2名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
事務局	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第94号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第94号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり非農地と決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第95号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位33番から36番は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から32番までを一括審議し、順位33番から36番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から32番まで事務局より説明願います。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第95号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第95号 順位1番から32番 説明】
事務局	以上でございます。



	ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 3 2 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 番から 3 2 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇〇〇委員は退席願ひます。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 3 3 番について事務局より説明願ひます。
事 務 局	順位 3 3 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 9 5 号 順位 3 3 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ただ今、順位 3 3 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 3 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 3 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。

	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 3 4 番から 3 6 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 3 4 番から 3 6 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 9 5 号 順位 3 4 番から 3 6 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。
議 長	ただ今、順位 3 4 番から 3 6 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 4 番から 3 6 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 4 番から 3 6 番は原案のとおり決定させていただきます。 なお、本日付で、異議の無い旨決定したことを町長に通知します。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第 6 議案第 9 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第 9 6 号について説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第 9 6 号 順位 1 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしく願います。

議 長	ただ今説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第96号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第96号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による鬼北町農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について」、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第20回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	7 番
	10 番